

「北海道職員の子育て支援行動計画（案）」の概要

1 根拠

次世代育成支援対策推進法（H26.4改正）に定められた特定事業主行動計画として「北海道職員の子育て支援行動計画」を策定する。

2 計画の基本的考え方

【3つのテーマ】

- ① 男性職員の意識改革
- ② 時間外勤務の縮減など働き方そのものの見直し
- ③ 子育てを行う女性職員の活躍促進

3 主な取組と数値目標

◆主な取組

- セルフチェックシートの導入
- 育児計画書、年休等計画表の積極活用
- 勤務形態の希望を申告できる仕組みの導入
- 女性職員メンター制度の創設

◆主な数値目標（B、C、Dは道独自に設定）

- A 育児休業取得率
⇒ 女性100%、男性10%
- B 男性職員の休暇取得率
⇒ 子の出生時に5日以上の休暇を100%
- C 時間外勤務の縮減
⇒ 子育てを行う職員*は年360時間以内
- D 年休の取得促進
⇒ 年13日以上
子育てを行う職員*の取得を促進

※は中学校未就学児童を養育する職員のこと

4 推進体制

◎人事課に「女性職員支援室」を設置（平成27年4月）

→ 子育てをしている女性職員の様々なニーズにワンストップで対応する体制を整え、人事管理に関する総合調整、仕事と子育ての両立支援に向けた取組を積極的に推進する。